

函館工業高等専門学校学生の転科及び転コースに関する規程

平成8年12月16日

函高専達第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、函館工業高等専門学校学則(昭和37年4月1日制定。以下「学則」という。)第21条の規定による転科(以下「転科」という。)について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 転科 学則第7条第1項に規定する学科間における学生の移籍をいう。
- 二 転コース 学則第7条第2項第1号に規定する生産システム工学科に設置されたコース間における学生の移籍をいう。
- 三 希望学科選択制度 学生が第1学年で各専門分野の基礎的な概要を学び、第2学年進級時に配属を希望する学科を選択する仕組みをいう。

(願出)

第3条 転科及び転コース(以下「転科等」という。)を希望する者は、転科願(様式1)により、学級担任を経て、校長に願出しなければならない。

2 転科等を願出することができる者は、次に掲げる各号に該当する者とする。

- 一 第2学年に在籍する者
- 二 第2学年までにおいて未修得科目を有していない者
- 三 転科等の願出の理由が正当かつ強固である者

3 転科等を願出することができる学科及びコースは制限しない。

4 平成25年度以降に学則第7条第1項に規定する学科に入学した者から、第2学年進級時における転科は希望学科選択制度に基づいて行い、転科願による願出は必要としない。

5 願出の期間は、教務委員会が別に定める。

(審議委員会)

第4条 前条の規定による願出のあった転科等の可否について審議するため、審議委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 教務主事補

三 転科等を願い出た者の学科の学科長及び学級担任

四 転科等の希望のあった学科の学科長及び学級担任

五 その他校長が必要と認める者

3 委員会に委員長を置き、副校長(教務主事)をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集しその議長となる。

5 転コースに係る委員会にあつては、第2項第3号に規定する「転科等を 願い出た者の学科の学科長及び学級担任」とあるのは「生産システム工 学科の学科長、転コースを願い出た者のコースのコース長及び学級担任」と、第2項第4号に規定する「転科等の希望のあった学科の学科長及び 学級担任」とあるのは、「転コースの希望のあったコースのコース長」と読み替えるものとする。

(審議)

第5条 校長は、第3条に規定する願出があつたときは、その転科の可否 について委員会に諮問する。

2 転科等を許可できる当該学科及びコースの学生数は、委員会が決定する。

3 委員会は、転科等の希望のあった学科に学力試験、面接等を付託する。学力試験、面接等を付託された学科及びコースは、その結果を含む参考資料を委員会に提出しなければならない。

4 委員会は、前項の規定による学力試験、面接等の結果に基づき審議を行い、校長にその結果を答申する。

(許可)

第6条 校長は、前条第3項による答申に基づき、転科については教員会議の、転コースについては運営会議の議を経て転科等を許可する。

2 校長は、転科等を許可した場合は、転科許可書(様式2)を交付する。

(転科等後の学年)

第7条 転科等後の学年は、第2学年とし、その時期は、学年の始めとする。

(再転科等の制限)

第8条 この規程による転科等の許可は、1回限りとする。ただし、希望学科選択制度に基づく転科は含まないものとする。

(希望学科選択制度に基づく転科手続きの特例)

第9条 希望学科選択制度に基づく転科に関する審議委員会、審議及び決定等の手続きについては、別に定めるところによる。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は校長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年1月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年7月29日から施行する。
- 2 平成25年度に限り、第3条第3項に規定する者には、平成24年度以前に機械工学科、電気電子工学科、情報工学科、物資工学科及び環境都市工学科に入学し、休学等の理由により学則第7条第1項に規定する学科に転科した者を含むものとする。

附 則

この規程は、平成26年5月26日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年3月15日函高専達第19号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月10日函高専達第44号)

この規程は、平成29年4月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則(平成30年9月3日函高専達第4号)

この規程は、平成30年9月3日から施行する。

附 則(平成31年4月8日函高専達第2号)

- 1 この規程は、平成31年4月8日から施行する。

2 函館工業高等専門学校学生の転科及び転コースに関する規程に係る申合せ（平成 8 年 12 月 16 日 函高専達第 7 号）は，廃止する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日函高専達第 12 号）
この規程は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式1(第3条関係)

転 科 願

年 月 日

函館工業高等専門学校長 殿

年度入学 学科
(コース)
氏 名(自署)
現 住 所
保護者氏名(自署)

下記のとおり転科等をしたいので、許可願います。

記

転科学科名又は転コース名 学科(コース) 第2学年

転科等の理由

学級担任所見

学級担任氏名(自署)

様式2(第6条関係)

転 科 許 可 書

年 月 日

殿

函館工業高等専門学校長

下記のとおり転科等を許可します。

記

転科等年月日 年 月 日

転科学科又は転コース名 学科(コース) 第2学年